

爰ニ仕舞置候トテ、巾著ヨリ取出シ差上候ヘバ、利勝是ヲ取給ヒテ、脇差ノ下緒ノ先ノホドケシヲク、リ給ヒ、家老寺田與左衛門ヲ呼デ、是ヲ見候、三年以前ニ唐糸ノ切ヲ拾ヒテ、仁兵衛ニ預ケ置シニ、夫ヲ大切ニ致シ置、只今尋候ヘバ、巾著ノ中ヨリ取出シ候、預ケシ時外ノ者共ハ、我ヲシワキ者ト云フ、アノ糸何ノ用ニ立ベキゾト笑ヒシ者多キ中ニ、主ノ詞ヲ斯ノ如クニ、大切ニ相守リシ事、奇特千萬也。候故、知行三百石取ラスベキ也。其段申渡スベク候此糸切ヲ我大切ニ思ヒ候ワケヲ、皆々ヘ語リ聞スベシ。此糸ハ元來唐土ノ主ノ詞ヲ成シテ、唐土ノ商人ノ手ニ渡リテ、桑ヲトリ蠶ヲ飼ヒテ糸ニ成シテ、唐ノ町人買取江戸迄下リシ物ナレバ、イカ計カト存候ゾ、左様ノ苦勞ニテ出來候物ヲ、少シキナレバトテ、塵ニカシ棄ル事、誠ニ天ノ咎メモ恐敷也。今下ダ緒ノ先ヲク、リ候ヘバ費無ト笑ヒシガ、我一尺ニ足ヌ唐糸ヲ三百石ノ知行ニテ、買取タルトゾ云レケル。

〔大猷院殿御實紀附錄〕二公光_{中略}○德川家無用の浮費をば減省ありて、専ら儉素をもて、天下大小の事を御沙汰ありしなり、寛永十四年八月、本城御移徒の式行はれ、老臣はじめ饗賜ひしどき、構造の奉行等召出され、こたび新造の結構華麗に過たり、天下に儉を示す本意に非ず、華飾の所に速に毀ちして、今より後はいよ／＼家室に華美を用ひまじきむね、面命せられければ、きく者みな戰慄せりとぞ、おなじ十五年九月、千代姫君尾藩へ御入輿により、第宅華美に結構せらるゝよし聞し召れぬ、されども天下教戒の重次御使し、明年御入輿により、第宅華美に結構せらるゝよし聞し召れぬ、されども天下教戒の爲にも、麗美を省かれいかにも手軽く構營あるべしと仰下され、また十六年四月、白木書院に出まし、三家はじめ万石以上の輩を、ことぐく御前に召て、世の中のさま、年を追て奢侈の風にうつりゆくよし聞ゆれば、玄ばく制禁を令せらるれども、なほ華美の事おほし、今より後各國において、彌儉約を守り沙汰すべしと、面諭あり、此外にも番頭、物頭、目付等をめし出て、儉令を懇諭